

令和7年度
農地等の利用の最適化
の推進に関する意見書

令和7年11月

一関市農業委員会

我が国の農業経営は、農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、地球温暖化に伴い頻発する自然災害、鳥獣被害の拡大など、非常に厳しい状況にあります。

農畜産物の価格は依然として低迷しており、国際情勢の急激な変動が肥料、飼料穀物、燃油等の農業生産資材の高騰を引き起こし、経営を圧迫しています。これらの問題は、農業生産者にとって深刻な課題であり、今後の農業経営に大きな影響を与えることが懸念されています。

このような中、本市の農業は、先人たちの努力により、安全で安心な農産物の生産と食糧供給基地として、県内1位の農業産出額を誇り、環境保全など重要な役割を担っています。しかし、農家数の減少や農業従事者の高齢化による担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増加など、農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、農業の将来に対する懸念が強まっています。

また、昨年度「地域計画」の策定が完了し、今後はその実現に向けて取り組みが本格化します。地域計画の策定後、実施段階で明らかになる課題や新たに発生する問題に対しては、毎年見直しを行い、地域の特性や農業経営の現状に即した柔軟で効果的な更新が求められます。

そのため、当農業委員会では、市と連携し、引き続き地域との対話に参加するとともに、地域農業の方向性を示す「目標地図」に基づいて農地の集積・集約化活動を推進してまいります。

こうした状況を踏まえ、一関市農業委員会は、今後も農地の有効利用及び優良農地の確保に努めるとともに、農地現状変更届が適切に運用されてこなかったことに関連する違反転用の再発防止に向けた改善を進め、意欲ある担い手が持続的かつ安定的に農業を営めるよう、関係機関・団体と連携し農地利用の最適化に取り組んでまいります。

つきましては、農業・農村が抱える課題解決に向けて、「現場の声」を取りまとめたので、今後の農業施策に反映していただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

令和7年11月4日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市農業委員会
会長 小澤 仁

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 持続可能な農業経営に向けた認定農業者の拡充

農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地や耕作放棄地の増加が深刻な課題となっている。持続的な農業経営を確立するためには、農地の集積・集約化を進め、効率的に農地を活用する担い手を育成・確保することが不可欠である。市では経営指導員を配置し、農業者への経営支援に取り組んでいるが、その中核を担うべき認定農業者の数が十分に伸びていない現状も大きな課題であることから、認定農業者制度の周知徹底を図り、若手農業者や新規就農者を中心に認定農業者を増やしていくこと。

(2) 法人化・会社化による担い手確保と経営支援

個人の担い手だけでは限界があることから、法人化・会社化の推進を図り、若者が地域に定着し安心して就農できる環境を整備することが必要であるため、スマート農業への補助など地域の実情やニーズに即した継続的な経営支援を行うこと。

(3) 「地域計画」における小規模農家の位置付け

「地域計画」は、本市農業の将来像を描き、担い手への農地集約を計画的に進める上で極めて重要な役割を担っているが、現状の計画においては、担い手の明確化や地域住民の合意形成が不足している。担い手への集約化を基本としつつも、地域農業に一定の役割を果たす小規模農家を計画に位置付け、地域全体での農地利用を確保すること。

(4) 基盤整備事業期間の短縮化と高収益作物の要件緩和

基盤整備事業の促進は、農地利用の集積・集約化に大きく寄与する。しかしながら、事業を進めるには受益者同意や相続手続きが必要で、採択期間を含め、工事完成まで約20年という長期間を要する。その間、役員や担い手は尽力しているが、その負担は非常に大きいものとなっている。

また、近年の社会・経済情勢の変化は目まぐるしく、工事完了時には、事業着手時の計画が時代にそぐわないものとなる可能性もあることから、計画の見直しに柔軟に対応することが求められる。

県や市は、地元と協力し、官民一体となって基盤整備事業の効果が最大限に発揮されるよう柔軟に対応するとともに、事業予算の確保に努め、事業期間の短縮化及び高収益作物の要件緩和について国に働きかけること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地・耕作放棄地の管理・再生と地域支援の強化

遊休農地や耕作放棄地の増加は、農業生産のみならず地域の農地利用秩序や景観、防災・環境保全にも影響を及ぼすことから、これらの農地を適切に管理・再生する取組が不可欠であるため、遊休農地の発生防止や再生活動に対する支援を強化するとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用や、保全農地の効果的活用に向けた技術的支援の実施にも努めること。

(2) 水田活用の維持・再生支援制度の創設

現在、国の政策においてはコメの増産に重点を置く方針が示されている。この方針を踏まえ、地域計画において保全すべき農地、特に水田としての活用が見込まれる農地を確実に維持・再生することが重要であるため、当該取組を支援する交付金制度を新たに創設されるよう国に要望すること。

3 新規就農・参入の促進について

(1) 新規就農者の経営安定支援と環境整備

新規就農者は、農業機械や施設整備等の初期投資に大きな負担を抱え、さらに農地の確保や営農技術の習得に時間を要するなど、多くの課題に直面している。こうした課題を軽減し、早期の経営安定を図ることが新規参入を促進する上で重要である。市では、新規学卒者等就農促進支援事業により給与を得ながら研修受入先において、栽培技術や農業経営管理等に関して研修する機会を設けるなどの支援を行っているが、更に新規就農者が安心して地域に定着し、持続可能な農業経営を築ける環境を整えること。

(2) 新規就農支援策における年齢条件の緩和

新規就農に係る国の支援策については、一部に対象年齢の制限が設けられている。しかしながら、現状の農業従事者は他産業と比較して著しく高齢化が進展しており、他業種からの新規参入を促進するためにも、年齢条件の緩和が不可欠であることから、国や関係機関に対し積極的に働きかけを行うこと。

(3) 雇用就農の促進

農業の担い手不足が深刻化する中、安定した雇用形態で就農できる「雇用就農」の促進が重要である。雇用就農は、新規就農希望者が経営リスクを軽減しつつ農業を学び、経験を積むことができる仕組みであり、地域農業の担い手確保にも直結することから、若者や他産業からの就農希望者が安心して農業に従事できる環境を整えること。

(4) 農業法人の労働環境改善と担い手確保

農業法人への就職者は、一般企業と比較すると賃金や労働条件等において不利な点が多く、若者をはじめとする就業希望者にとって農業法人で働くメリットが十分に感じられないこともあり、農業法人においても後継者不足や担い手確保の困難さが顕在化しつつあることから、農業が魅力ある「仕事」として選ばれる環境づくりを支援すること。

(5) 事業継承への支援

農業従事者の高齢化が進む中、農業経営の持続性を確保するためには、現役農業者から新規就農者や若手農業者への事業継承が円滑に行われることが不可欠である。

しかし、農地や農業機械、施設の承継手続きや資金面での負担が大きく、継承が進まないケースも多いことから、農地や農業経営資源の承継を円滑化するための支援を強化すること。

また、親族間の継承だけでなく、第三者への継承も重要な選択肢となることから、年齢要件の緩和など支援策の拡充を図ること。

4 有害鳥獣による農作物被害対策について

(1) 有害鳥獣対策の強化と支援の拡充

特にも中山間地域では、有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、イノシシやシカによる作物の食害や踏み荒らしを理由に耕作を断念するなど、生産意欲を失う農家が年々増加している状況にあることから、狩猟免許の取得や捕獲に対する支援の拡充など、有害鳥獣対策の充実・強化に一層努めること。

(2) 緊急銃猟制度による対策の強化

近年、全国的にクマやイノシシが人の生活圏に出没する事例が増加しており、農作物被害のみならず、人身被害や地域住民の生活不安を引き起こしている。岩手県内においてもクマ出没件数は増加傾向にあり、当市においても住宅地周辺での目撃例や農業被害の報告が相次いでいる。

こうした状況を踏まえ、2025年9月1日から「緊急銃猟制度」が創設されたことから、農作物被害の拡大や人的被害の危険性が高い場合に、迅速に対象地域で銃猟を実施できる体制の整備や、農作業中の遭遇リスクを減らすため、被害多発地帯へのフェンス設置や、警報システムの導入を含めた実効的な対策を検討すること。

5 その他農業支援施策の充実について

(1) 農業経営の安定と担い手確保

近年、農産物が市場価格に大きく左右される中で、特に原価を下回ると農業者は安定した収入を得ることができず、農業経営は不安定になり、次世代の農業従事者、すなわち後継者の育成が困難となる。農業の未来を担う若者たちが、安定した収入を得られない現状では、農業に魅力を感じず、担い手不足がますます深刻化していくことが懸念される。

そのため、農業者が安定した経営を行い、食料生産に対する意欲を持ち続けることができる産業として農業を確立するため、国に対して支援の強化を要望すること。

(2) 資材価格高騰に対する支援の充実・強化

令和6年度の農業物価指数によれば、農産物価格指数（総合）は117.3と前年に比べ8.0%上昇した。一方で、農業生産資材価格指数（総合）は120.6と前年に比べ0.6%低下し、令和5年度に見られた急激な資材価格高騰は一定の緩和が見られるが、農機具等一部資材は依然として高水準で推移しており、農業経営における負担感は引き続き大きいことから、農業者が安定して営農を継続できるよう、資材高騰に対する補填や価格変動リスクを軽減する対策をさらに充実・強化すること。

また、消費者に対し生産・流通段階への理解を深めてもらい、持続可能な食料システムの実現に向けた議論を一層加速するよう、国に要望すること。